

宮労基発 0119 第 2 号
令和 8 年 1 月 19 日

各関係団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長
(公印省略)

「Safework 向上宣言」の登録について（依頼）

平素より労働基準行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の労働災害の動向を見ると、全産業において事故の型別では、転倒、動作の反動・無理な動作によるものが約 40%（第 3 次産業では約 50%）、年齢別では 50 歳代以上が 50% 超（第 3 次産業では約 60%）の状況が続いています。

宮城労働局では、労働災害を防止し労働者が健康で安全に働くことができる職場環境づくりを促進するため、関係団体とともに「Safework 向上宣言」の取組を推進しています。

これは、行動災害（人の行動に由来）や高年齢労働者災害（体力低下等に伴う高年齢労働者の特性に由来）の労働災害防止対策を含めて労使が共同で宣言を行うもので、事業場内での掲示等による宣言内容の労使共同の再認識や取引先への理解促進、企業内外における「Safework ゼロ災 MIYAGI」のロゴマーク使用や宮城労働局ホームページ上での公開による PR 効果、ハローワーク求人票の特記事項に登録事業場であることを記載することによる採用効果があります。

さらに、事業者が労働災害防止効果に取り組むことは、労働災害防止はもとより、経営や人材確保・育成、利用者の災害や利用者を巻き込んだ災害の防止の観点からもプラスになります。

つきましては、「Safework 向上宣言」の登録について、傘下事業場等への周知や取組への動機付け等について、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

詳細につきましては、宮城労働局ホームページの
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/safework-zerosaimiyagi.html>
を御覧ください。



担当

労働基準部健康安全課

産業安全専門官 早川 康弘

電話 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 3 9

